

放課後等ディサービス ノスリ

虐待防止のための指針

1. 目的

本指針は、児童福祉法等の関係法令に基づき、当事業所における児童への虐待を未然に防止し、児童の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 基本方針

- 児童の人権と尊厳を尊重し、安全で安心できる環境を提供する。
- 虐待の発生を未然に防ぐため、職員間での情報共有と連携を図る。
- 職員は、児童に対して適切かつ公正な対応を行う。

3. 職員の責務

- 虐待に該当する行為を行わない。
- 虐待の疑いを認めた場合は、速やかに管理者へ報告する。
- 定期的な研修等により、虐待防止に関する知識と意識を向上させる。

4. 虐待の防止体制

- 虐待防止委員会を設置し、必要に応じて開催する。
- 管理者は虐待防止に関する窓口として対応する。
- 虐待防止に関する相談・通報があった場合は、関係機関と連携する。

5. 通報・相談の対応

- 虐待の事実または疑いが判明した場合は、速やかに市町村・児童相談所等に通報する。
- 通報内容および経過については、記録し適切に保管する。

6. 研修の実施

1. 年2回以上、職員を対象に虐待防止に関する研修を行う。
 2. 研修内容は記録として保存する。
-

7. 記録と保管

虐待防止に関する記録は、関係法令に基づき適切に保管する。

8. 見直し

本指針は、必要に応じて見直しを行い、最新の法令や指導内容に沿った内容とする。

作成日：令和6年4月1日

改定日：令和7年9月4日

以上